平成２６年（フ）第３９０８号
大阪府大東市深野北１丁目６番３号　シャーメゾン深野101号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市打上元町13番43号
破産者　村上　義久
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３４７号
大阪市福島区野田５丁目６番24号
破産者　繁田　洋子
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５４７号
大阪府四條畷市雁屋南町24―16　オーク四条畷103、開始決定時の住民票上の住所大阪府大東市寺川４丁目７番40号
破産者　上田　幸男
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７８号
大阪府豊中市野田町37番16―306号
破産者　橋本　祐一
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８５号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目３番13号
破産者　石原　徳子
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４０号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目21番19号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市羽曳が丘１丁目８番５号
破産者　上杉　耕平
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
広島市安佐南区祇園２丁目25番１―103号
破産者　里岡　知行
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０号
佐賀県唐津市西大島町18番２号
破産者　坂本　弘美
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第９８号
熊本県菊池市隈府874番８、開始決定時の住所熊本市南区島町２丁目８番15号
破産者　米田　幸子
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目３番８号（つばさビル207号）、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市吉野町785番地15
破産者　寺原　利光
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１００号
兵庫県西宮市甲東園１丁目１番６―1110号
破産者　ウエルビュー宝塚こと　植田　昌孝
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７号
兵庫県たつの市新宮町上笹1171番地
破産者　北本　雅啓
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第３９３号
奈良市三条町597番地の３　宮本ハイツ３号、開始決定時の住所奈良市三条本町７番30―614号
破産者　山本　耕司
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３号
広島市安芸区矢野西３丁目52番17号、開始決定時の住所広島市安芸区矢野西３丁目77番13号
破産者　山根　良行
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４号
広島市安芸区矢野西３丁目52番17号、開始決定時の住所広島市安芸区矢野西３丁目77番13号
破産者　山根　恵子
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０号
宮崎市大塚町浜川田4921番地１、前住所宮崎市大塚町横立1432番地１
破産者　藤木　芳久
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係